

青梅都市計画生産緑地地区の変更（案）

青梅都市計画生産緑地地区の変更について

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することにより、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度です。

生産緑地の指定を受けた土地は、生産緑地法により、農地等として管理、保全することが義務づけられ、農地等以外の利用が制限されています。

本案は、農業の主たる従事者の死亡などによって買取り申出が行われ、行為制限が解除になった生産緑地について、生産緑地地区から削除するとともに、青梅都市計画生産緑地地区指定方針および同指定基準等にもとづき、手続を進めてきた農地等について、新たに生産緑地地区へ追加するため、青梅都市計画生産緑地地区を変更しようとするものです。

生産緑地地区の都市計画変更スケジュール

年	令和4年度								
月	6	7	8	9	10	11	12	1	
都市計画変更手続	都市計画案の作成		5日 都へ「協議書」を提出	8日 「通知書」を受理 都から「協議結果」	16日～4日 都市計画案の公告・縦覧	20日 都市計画審議会・諮問	関係図書等の作成		1日 関係図書の送付 青梅市告示・決定・縦覧
			4日 へ意見照会 農業委員会	2日 からの回答 農業委員会					
広報による周知				15日 広報おうめ掲載・縦覧				1日 広報おうめ掲載・決定	

青梅都市計画生産緑地地区の変更（青梅市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種類および面積

種 類	面 積
生 産 緑 地 地 区	約 1 2 3 . 2 1 h a

理 由

公共施設等の用地または買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するとともに、農林業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加する。

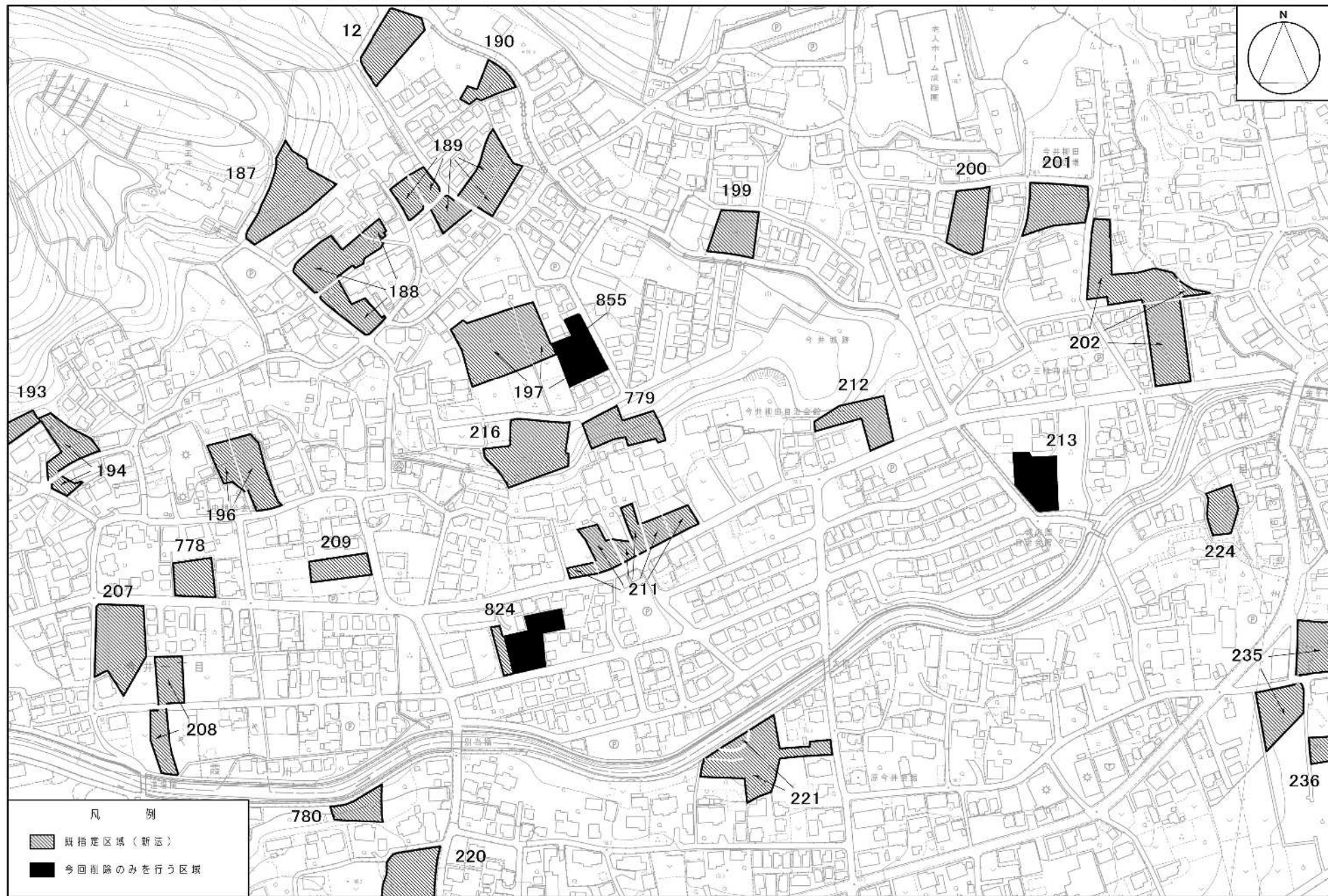
新 旧 対 照 表

変 更 前	変 更 事 項	変 更 後
<p style="text-align: center;">703地区 125.49ha</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <p>○旧法第1種指定 10.65ha</p> <p>○現法指定 114.84ha</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・当初告示日 昭和50年 12月26日 ・前回告示日 令和3年 11月1日 </div>	<p>○削除のみ 26筆、△2.74ha</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・行為制限解除 24筆、△2.73ha ・公共施設転用 2筆、△0.01ha </div> <p>○追加のみ 6筆、0.38ha</p> <p>○精査によるもの 0.08ha</p>	<p>告示日時点 697地区 123.21ha</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <p>○旧法第1種指定 10.63ha</p> <p>○現法指定 112.58ha</p>

青梅都市計画生産緑地地区

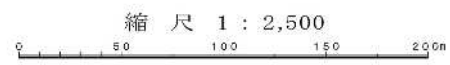
総 括 図

計 画 図



凡 例

- 既指定区域(新法)
- 今回前除のみを行う区域



1:2,500縮尺の地形図(国土地理院発行)を基に作成した。詳細な地形情報は地形図を参照してください。

青梅都市計画生産緑地地区計画図(青梅市決定)

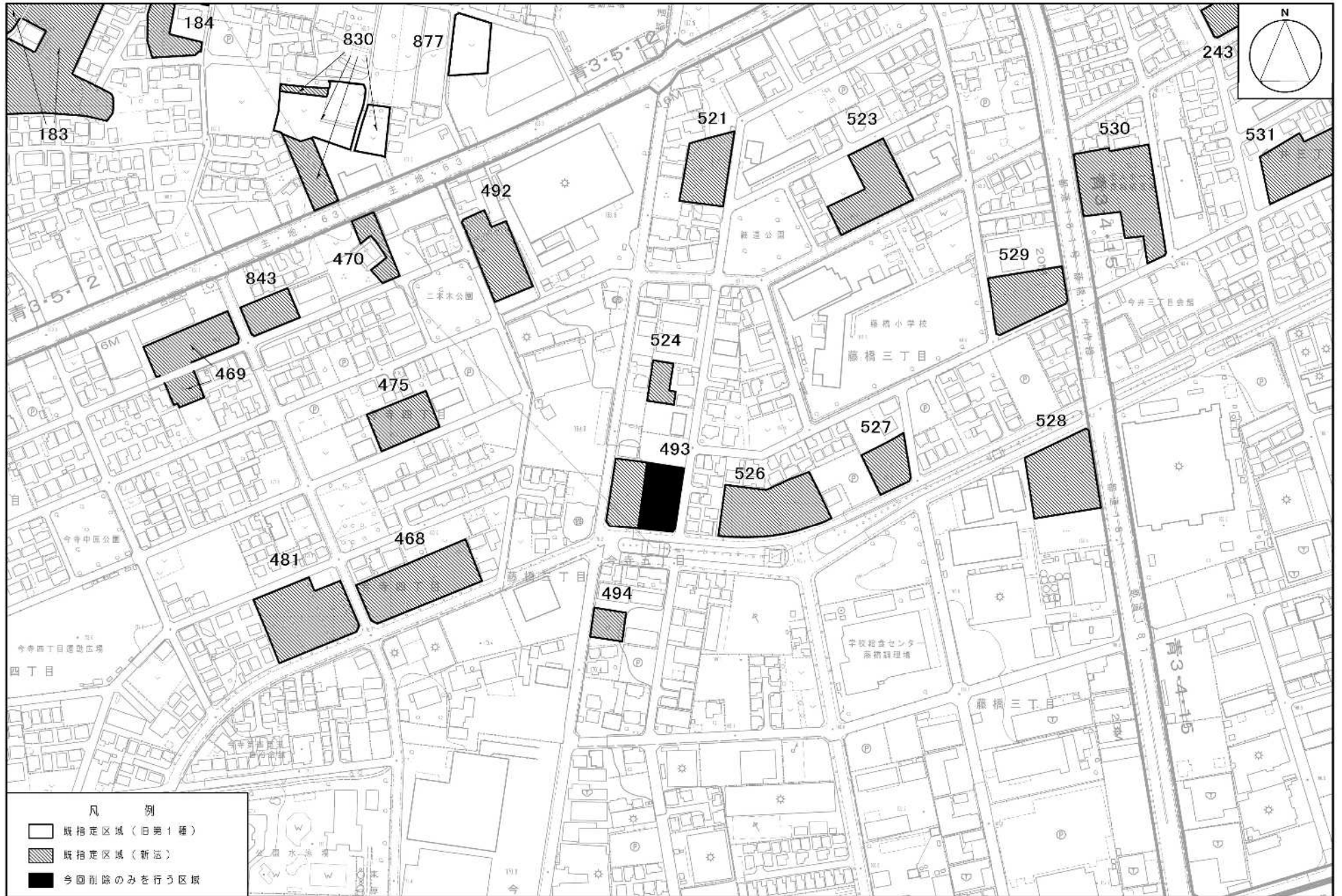


- 凡 例
- 既指定区域(旧第1種)
 - ▨ 既指定区域(新法)
 - 今回削除のみを行う区域

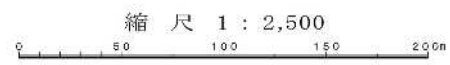
縮 尺 1 : 2,500

1:2,500地形図、地形図資料の作成等に「C」特許取得地
本図が作成された経緯等について記載していません。
図面番号「4」の図面を参照してください。

青梅都市計画生産緑地地区計画図(青梅市決定)



- 凡 例
- 既指定区域(旧第1種)
 - ▨ 既指定区域(新法)
 - 今回削除のみを行う区域



1. この図面は、青梅市都市計画部が作成したもので、図面記載の
 1/25,000地形図(基礎図面)を参照して作成したもので
 あります。なお、記載内容は、青梅市都市計画部が作成した
 最新図面に基づいており、変更がある場合は、青梅市都市計画部
 へお問い合わせください。
 図面番号: 4450(1)第1種2.0号、全図4450(1)第1種

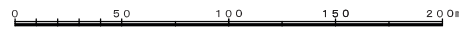
2. この図面は、青梅市都市計画部が作成したもので、図面記載の
 1/25,000地形図(基礎図面)を参照して作成したもので
 あります。なお、記載内容は、青梅市都市計画部が作成した
 最新図面に基づいており、変更がある場合は、青梅市都市計画部
 へお問い合わせください。
 図面番号: 4450(1)第1種2.0号、全図4450(1)第1種

青梅都市計画生産緑地地区計画図(青梅市決定)



- 凡 例
- 既指定区域(旧第1種)
 - 既指定区域(新法)
 - 今回追加のみを行う区域
 - 今回削除のみを行う区域

縮 尺 1 : 2,500



この地図は、東京府知事の手紙を受けて、東京府第1
12,500の地形図(空測編)を転写して作成したもので
ある。ただし、詳細図は、本市計画課の計測部から
*図1-2-44である。 *無断複製禁止。
(発行番号) 4都市計画第7号、昭和4年5月31日
この図は、東京府知事の手紙を受けて、東京府第1
2,500の地形図を利用して作成したものである。
(図面番号) 4都市計画第7号

青梅都市計画生産緑地地区計画図(青梅市決定)



- 凡 例
- 既指定区域(旧第1種)
 - ▨ 既指定区域(新法)
 - ▨(赤) 今回追加のみを行う区域
 - (黒) 今回削除のみを行う区域

縮尺 1 : 2,500

0 50 100 150 200m

1. この図面は、青梅市都市計画部(〒370-0192 群馬県青梅市下町1-1-1)にて作成したものであり、印刷し、複製等は、著作権法第17条第2項に規定される権利を侵害するものとする。複製等を行う場合は、事前に本所へお問い合わせください。

2. この図面は、青梅市都市計画部(〒370-0192 群馬県青梅市下町1-1-1)にて作成したものであり、印刷し、複製等は、著作権法第17条第2項に規定される権利を侵害するものとする。複製等を行う場合は、事前に本所へお問い合わせください。

図面番号 4150(1)第1図表2.4号、令和4年5月5日

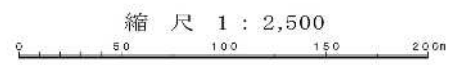
青梅都市計画生産緑地地区計画図(青梅市決定)



凡 例

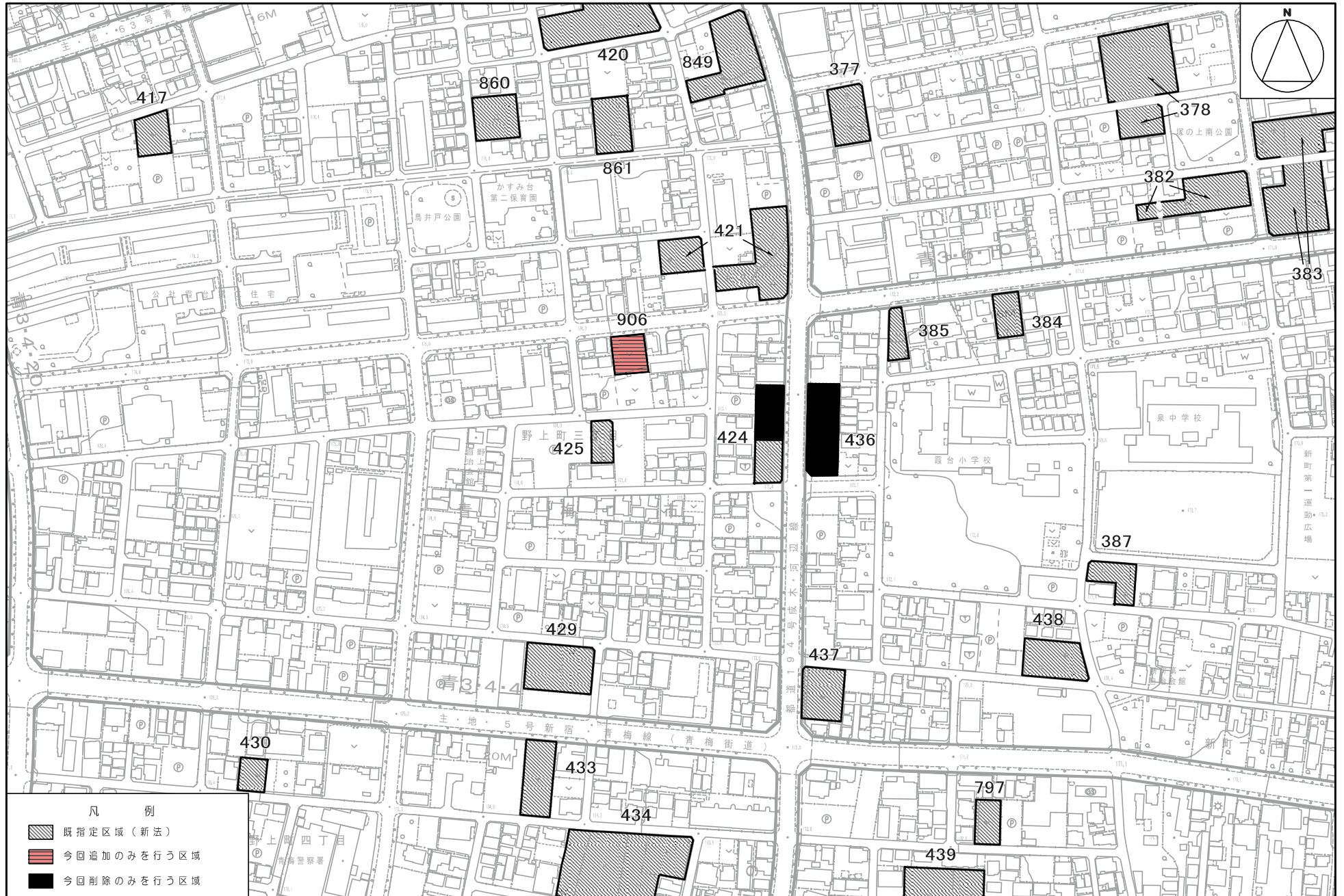
■ 賦指定区域(新法)

■ 今回削除のみを行う区域



1. この図面は、青梅都市計画生産緑地地区計画(青梅市決定)に基づき作成されたものであり、青梅市(青梅市都市計画課)が作成したものである。青梅市(青梅市都市計画課)が作成したものである。青梅市(青梅市都市計画課)が作成したものである。青梅市(青梅市都市計画課)が作成したものである。

2. この図面は、青梅都市計画生産緑地地区計画(青梅市決定)に基づき作成されたものであり、青梅市(青梅市都市計画課)が作成したものである。青梅市(青梅市都市計画課)が作成したものである。青梅市(青梅市都市計画課)が作成したものである。青梅市(青梅市都市計画課)が作成したものである。



- 凡 例
- 既指定区域 (新法)
 - 今回追加のみを行う区域
 - 今回削除のみを行う区域

縮 尺 1 : 2,500




「この図面は、東京都市計画の承認を受けて、東京図幅で1/2,500の縮尺で(図例)を参照して作成したものである。ただし、詳細図は、都市計画課の計画図から縮尺1/2,500で作成したものである。 地籍課作成」

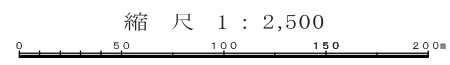
「この図面は、東京都市計画の承認を受けて、東京図幅で1/2,500の縮尺で(図例)を参照して作成したものである。(承認番号) 4都庁決定案第13号」

(承認番号) 4都庁決定案第13号、令和4年5月31日



凡 例

-  既指定区域(新法)
-  今回追加のみを行う区域
-  今回削除のみを行う区域





「この図面は、東京都市計画の承認を受けて、東京都市計画(2,500の縮尺)の(図面番号)を使用して作成したものである。ただし、市界線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。地籍図を参照せよ。」
(承認番号) 4 第1種都市計画第7号、昭和4年5月31日)

「この図面は、東京都市計画の承認を受けて、東京都市計画(2,500分の1縮尺)を利用して作成したものである。」
(承認番号) 4 都市計画第13号)

青梅都市計画生産緑地地区計画図(青梅市決定)



凡 例

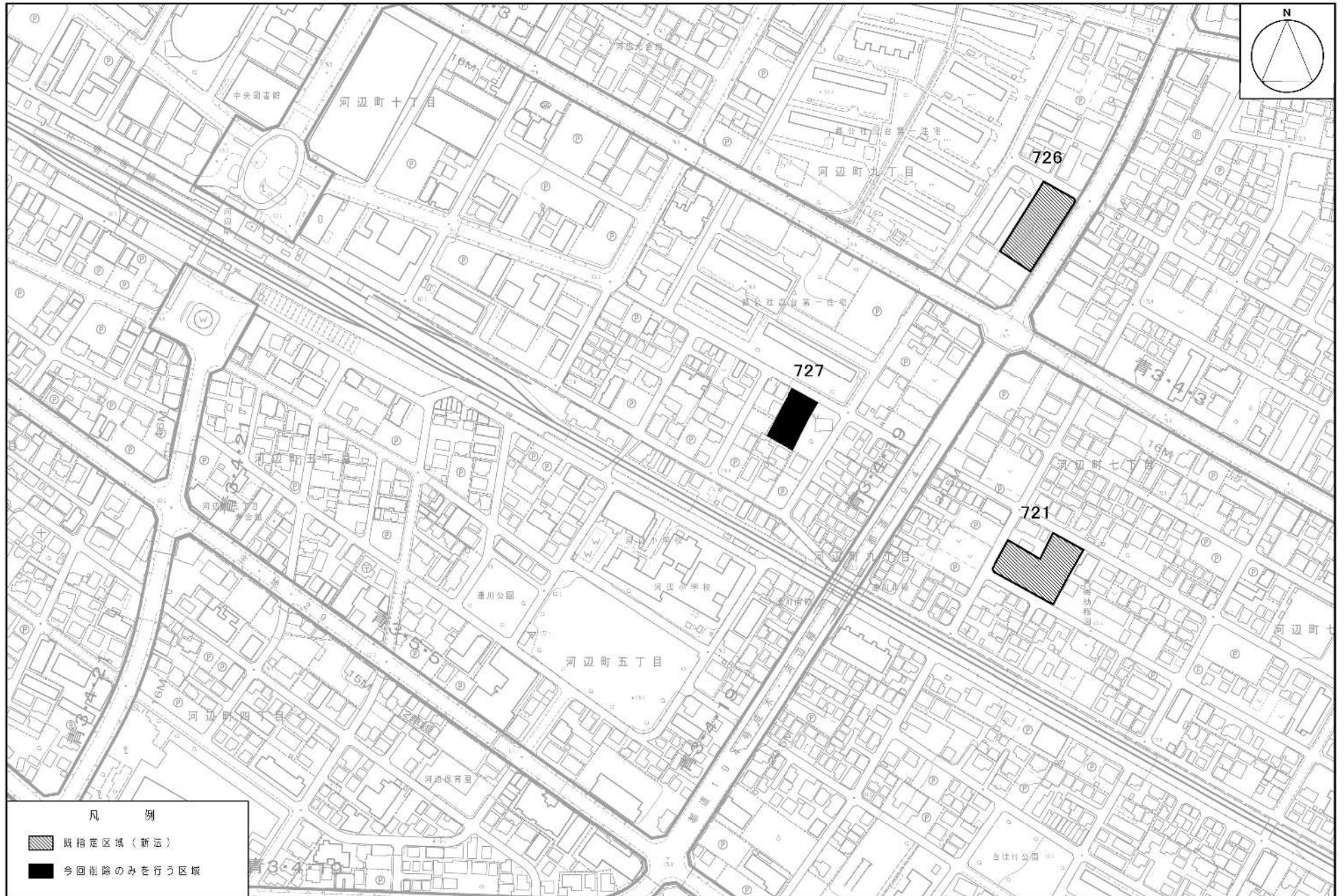
 既指定区域(新築)
 今回前除のみを行う区域

縮 尺 1 : 2,500

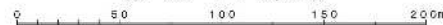
0 50 100 150 200m

1. この図は、青梅市都市計画部が作成したもので、図面記載の
 1/5,000地形図(縮尺)を基に作成したものであり、地形図とは
 異なる。なお、本図は、青梅市都市計画部が作成したものであり、
 縮尺は1/5,000である。測量精度は、
 縮尺1/5,000の地形図を基に作成したものである。
 2. この図は、青梅市都市計画部が作成したもので、図面記載の
 1/5,000地形図(縮尺)を基に作成したものであり、地形図とは
 異なる。なお、本図は、青梅市都市計画部が作成したものであり、
 縮尺は1/5,000である。測量精度は、
 縮尺1/5,000の地形図を基に作成したものである。

青梅都市計画生産緑地地区計画図(青梅市決定)

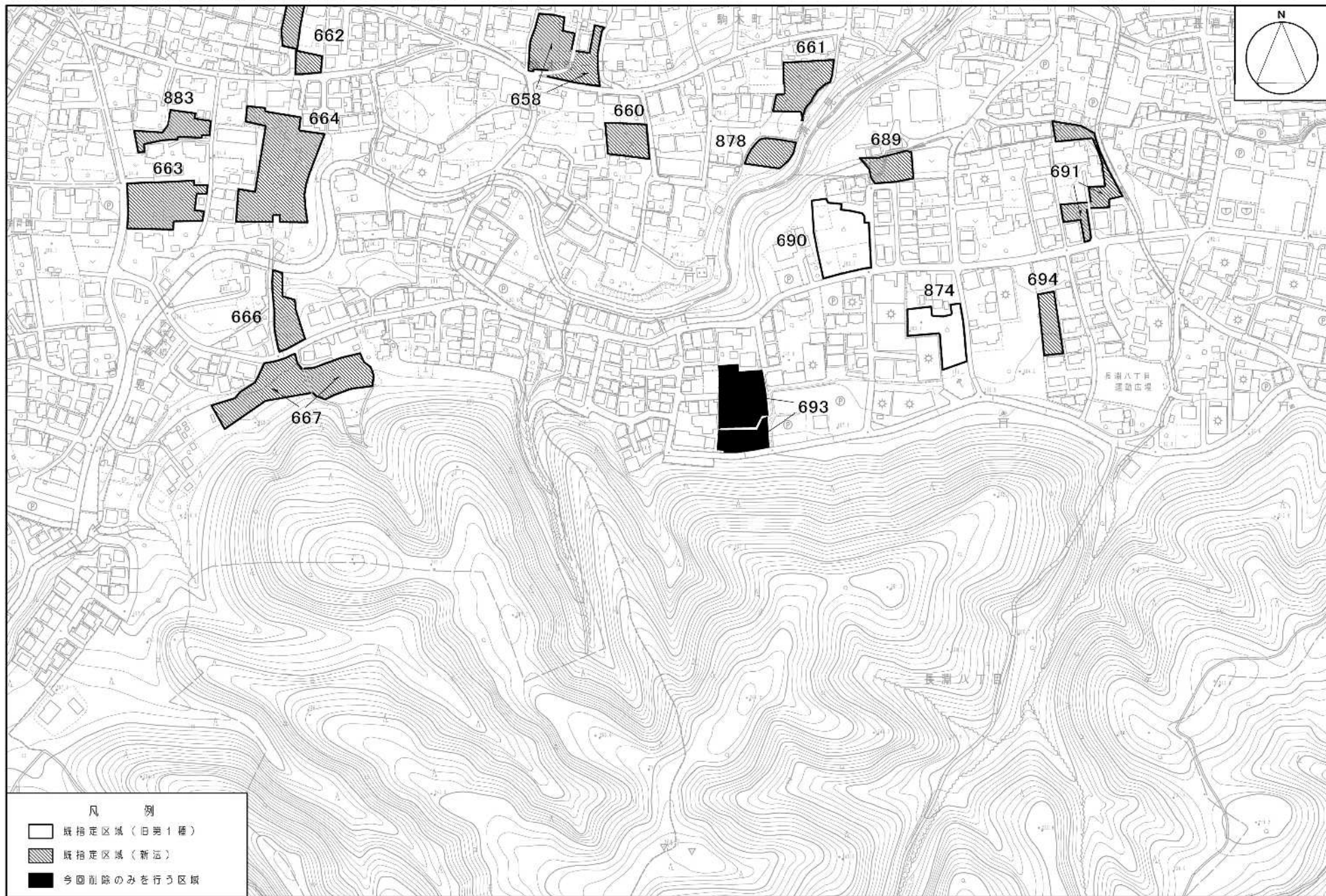


縮尺 1 : 2,500

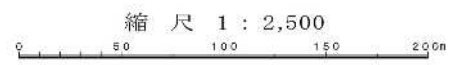


1. この図面は、青梅都市計画生産緑地地区計画(青梅市決定)に基づき作成されたものである。なお、本図面に記載されている内容は、青梅市都市計画課の調査結果に基づき作成されたものである。青梅市都市計画課の調査結果と異なる場合は、青梅市都市計画課に問い合わせる。

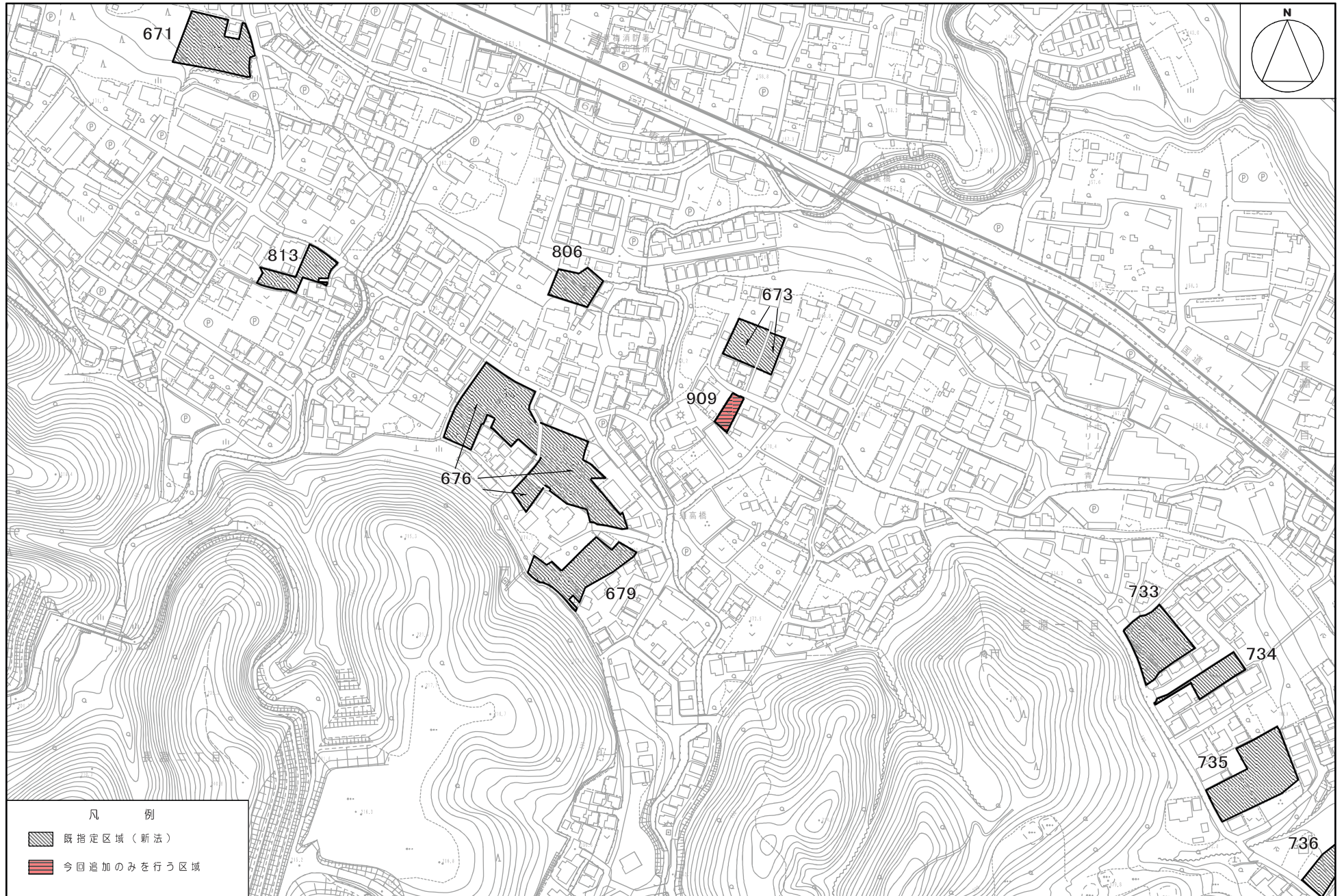
2. この図面は、青梅都市計画生産緑地地区計画(青梅市決定)に基づき作成されたものである。なお、本図面に記載されている内容は、青梅市都市計画課の調査結果に基づき作成されたものである。青梅市都市計画課の調査結果と異なる場合は、青梅市都市計画課に問い合わせる。



凡 例	
	既指定区域(旧第1種)
	既指定区域(新法)
	今回削除のみを行う区域



この図面は、青梅市都市計画課作成。印刷製図は、
本図面を基に作成されたものであり、
図面番号「14」の図面と一致する。

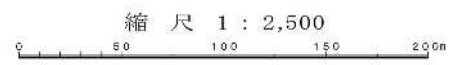
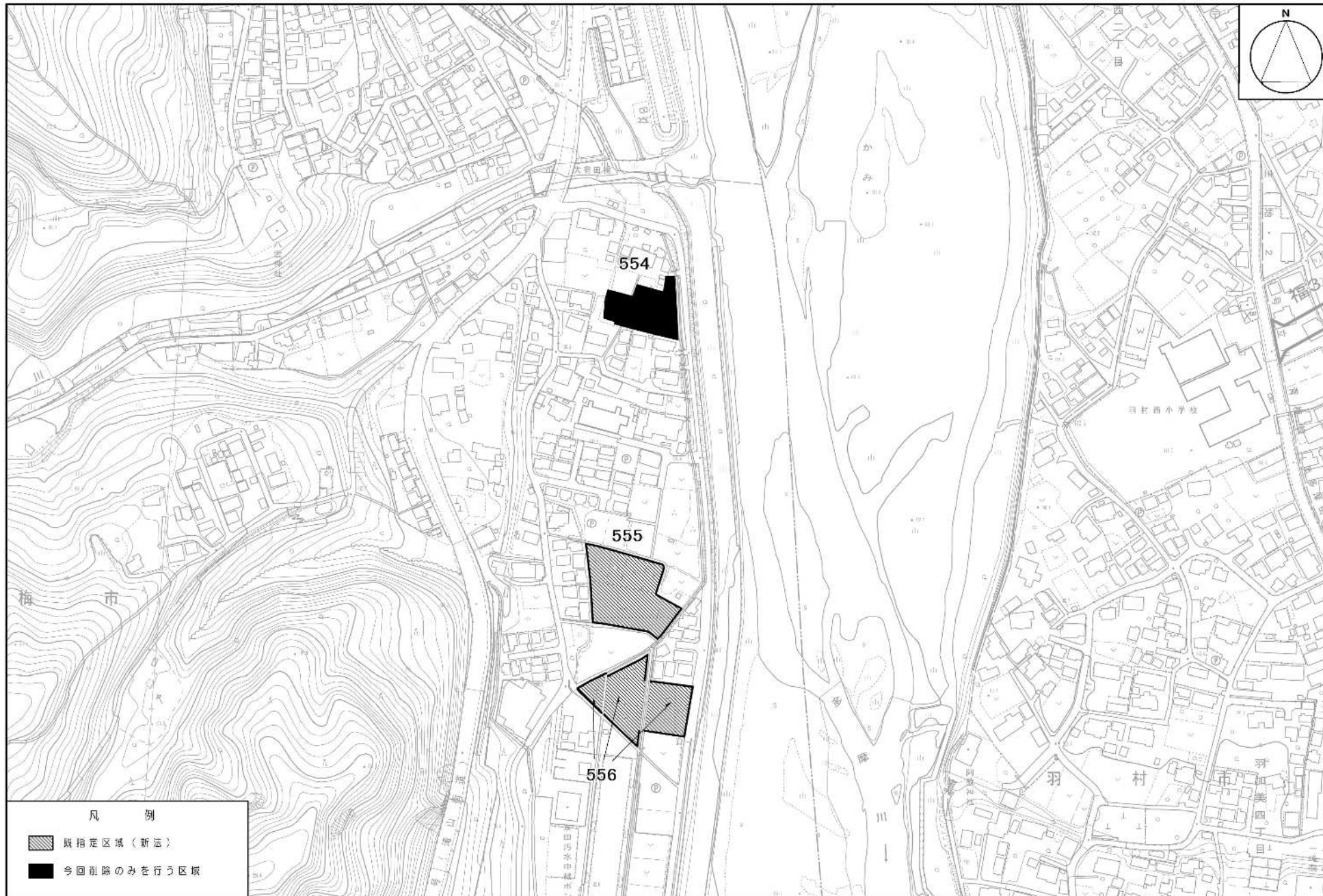


縮尺 1 : 2,500



【この図面は、東京府知事の承認を受けて、東京府幅員1/2,500の地形図(地形図)を利用して作成したものである。ただし、別冊編は、都市計画道路の付帯図から縮図したものである。地籍図製本付。(承認番号) 4都府県立案第13号】

【この図面は、東京府知事の承認を受けて、東京府幅員1/2,500の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 4都府県立案第13号】



この図面は、青梅市都市計画課作成。© 1999 国土院
本図面の権利は、国土院に帰属するものとす。
印刷番号：4-160000000001-0000

青梅都市計画生産緑地地区総括図（青梅市決定）

青梅市

